

2009年3月23日

総務大臣 鳩山邦夫 様
東京都知事 石原慎太郎 様

住基ネットに「不参加」を！横浜市民の会
共同代表 森田 明（よこはま市民オンブズマン）
溝辺節子（ふえみん婦人民主クラブ）
中森圭子（住基ネットを考える市民の会）
宮崎俊郎（やぶれっ！住基ネット市民行動）

国立市への「是正要求」撤回に関する要請書

住基ネットが稼動してから6年余が過ぎました。稼動時には日本「国民」全員に11桁の背番号がふられることに対する嫌悪感から多くの市民が住民票コードを返上したことは記憶に新しいことです。

その後6年の間で、住基ネットを巡る状況は大きく変わりました。当初「住民票がどこでも取れる」「転出転入手続が簡素化される」などのメリットが喧伝されていましたが、最近では住基ネットは「電子政府・電子自治体の基盤である」というものに変化してきています。しかし、電子政府・電子自治体が果たして市民のために役立つものなのか、パスポート1件あたり3,000万円もかかるシステムが中止に追い込まれたことを見ても、住基カードの発行枚数は依然として人口の2%程度のものであることなどを見ても、住基ネットはとても市民のために役立っているとは言い難いと思います。

また住基ネットの国の利用事務は市民の知らないところで増えてきています。さらに社会保障番号・カードの議論や急浮上してきた納税者番号制度についても住基ネットとの関係は必ず発生し、外国人が住民基本台帳に登録される今国会に上程された法案を見ても、住民票コードが社会保障番号や納税者番号としても利用される可能性が出てきています。もしそうなればまさに住民票コードは「マスターキー」としての位置を持つことになり、民間利用も解禁され、「名寄せ」等これまでの個人情報取り扱いとは比較にならないくらいデータ集中とそれに伴った漏洩の危険性も高まります。

おそらく今回の「是正要求」は住基ネット訴訟に対する最高裁判決を背景に出されたものと想定されますが、最高裁判決はそうした新たな状況を全く踏まえておらず、現在において最高裁判決のみを住基ネット不参加の「違法性」の根拠とすることはできません。最

高裁判決は「住基ネットからの提供事務で個人情報を一元的に管理できる機関が存在しない」がゆえに「具体的な危険」が存在しないと展開していますが、そこが崩れつつあるのですから再度住基ネットの個人情報の利用や漏洩については検証する必要があると考えられます。

このように住基ネットを巡る諸情勢は大きく変化してきていますが、その原理で変わらないものがあります。住基ネットの運用主体は自治体であり、国ではないことです。住民基本台帳事務とは自治体の固有事務です。住基法36条の2は市町村長の責務として住民情報の安全性の確保を謳い、住民情報漏洩の危険性がある場合は住基ネットから切断することができることを定めています。つまり、住基ネットへの参加・不参加も基本的には自治体の首長とそれを支持する市民の判断が最も重視されなければなりません。

そういう意味から今回の「是正要求」は地方自治に対する不当な「介介入行為」であり、私たちは断じてこれを容認することができません。直ちに撤回してください。現在国立市は市長を中心として住基ネットへの参加について様々な観点から検討がなされているように聞いています。国立市が下す結論について、仮に現在の状況を継続するものであったとしても尊重していただきたい。

私たち横浜市民は2002年突如中田市長が「横浜方式」を実施することを宣言し、350万人市民の約4分の1の84万人が「不参加」の状態となりました。当初総務省は「横浜方式」を認めようとしませんでした。84万人もの市民が不参加を選択すると将来の全員参加を前提として認めざるをえませんでした。しかし、中田市長は市民の意向を全く顧みることなく、2006年に「住基ネットの安全性は確認された」という審議会の答申を受け、全員参加を強行しました。このこと自体は市民の意向を問うことなく一方的なものであり、承服しがたいものですが、自治体には住基ネットに対する参加の姿勢について選択の権利があるということの証左でもあります。

私たち市民は地域の中で自らの自治体が住基ネットに参加すべきかどうか、討論してきました。そうした市民の意見に耳を傾け結論を出した国立市の「切断」に対して一方的に「是正要求」を突きつける国・東京都の手法に対して強い憤りを感じます。今からでも遅くありません。国立市民と市長の再度の検討と判断に耳を傾ける度量を国・東京都は持つべきです。

2009年3月23日

国立市議会 議長 様

住基ネットに「不参加」を！横浜市民の会
共同代表 森田 明（よこはま市民オンブズマン）
溝辺節子（ふえみん婦人民主クラブ）
中森圭子（住基ネットを考える市民の会）
宮崎俊郎（やぶれっ！住基ネット市民行動）

住基ネット切断継続に関する要請書

住基ネットが稼動してから6年余が過ぎました。稼動時には日本「国民」全員に11桁の背番号がふられることに対する嫌悪感から多くの市民が住民票コードを返上したことは記憶に新しいことです。

その後6年の間で、住基ネットを巡る状況は大きく変わりました。当初「住民票がどこでも取れる」「転出転入手続が簡素化される」などのメリットが喧伝されていましたが、最近では住基ネットは「電子政府・電子自治体の基盤である」というものに変化してきています。しかし、電子政府・電子自治体が果たして市民のために役立つものなのか、パスポート1件あたり3,000万円もかかるシステムが中止に追い込まれたことを見ても、住基カードの発行枚数は依然として人口の2%程度のものであることなどを見ても、住基ネットはとても市民のために役立っているとは言い難いと思います。

また住基ネットの国の利用事務は市民の知らないところで増えてきています。さらに社会保障番号・カードの議論や急浮上してきた納税者番号制度についても住基ネットとの関係は必ず発生し、外国人が住民基本台帳に登録される今国会に上程された法案の内容を検討すると、住民票コードが社会保障番号や納税者番号としても利用される可能性が出てきています。もしそうなればまさに住民票コードは「マスターキー」としての位置を持つことになり、民間利用も解禁され、「名寄せ」等これまでの個人情報取り扱いとは比較にならないくらいデータ集中とそれに応じた漏洩の危険性も高まります。

2月13日、総務省は国立市が住基ネットに参加していないことに対して東京都に対して指示を行い、2月16日、東京都知事は国立市長に対して「是正要求」を行いました。この「是正要求」は住基ネット訴訟に対する最高裁判決を背景に出されたものと想定され

ますが、最高裁判決はそうした新たな状況を全く踏まえておらず、現在において最高裁判決のみを住基ネット不参加の「違法性」の根拠とすることはできません。最高裁判決は「住基ネットからの提供事務で個人情報を一元的に管理できる機関が存在しない」がゆえに「具体的な危険」が存在しないと展開していますが、そこが崩れつつあるのですから再度住基ネットの個人情報の利用や漏洩については検証する必要があると考えられます。

このように住基ネットを巡る諸情勢は大きく変化してきていますが、その原理で変わらないものがあります。住基ネットの運用主体は自治体であり、国ではないことです。住民基本台帳事務とは自治体の固有事務です。住基法36条の2は市町村長の責務として住民情報の安全性の確保を謳い、住民情報漏洩の危険性がある場合は住基ネットから切断することができることを定めています。つまり、住基ネットへの参加・不参加も基本的には自治体の首長とそれを支持する市民の判断が最も重視されなければなりません。

そういう意味から今回の「是正要求」は地方自治に対する不当な「介入行為」であり、私たちは断じてこれを容認することができません。

幸いなことに、関口市長は当面現在の状況を継続することを表明しました。「住基ネットからの離脱の継続」を公約として当選した関口市長の姿勢としては当然のことです。これまで国立市が住基ネットから離脱した状況を継続してきたのも市長の独断ではなく、市民の多数の意見を反映してきたからに他なりません。

ところが、市長が住基ネットに関するアンケートを実施するための予算を市議会が否決するなど、私たちは市長の民主的な姿勢を否定する市議会に対して疑問を抱かざるをえません。

いま国立市に求められているのは、冷静な議論ではないでしょうか。これまでの国立市の勇気ある選択と今後の方向性について市議会においても時間をかけて丁寧に議論し、市民の声を聞いた上で決定していくことだと私たちは考えます。

私たち横浜市民は2002年突如中田市長が「横浜方式」を実施することを宣言し、350万人市民の約4分の1の84万人が「不参加」の状態となりました。当初総務省は「横浜方式」を認めようとしませんでした。84万人もの市民が不参加を選択すると将来の全員参加を前提として認めざるをえませんでした。しかし、中田市長は市民の意向を全く顧みることなく、2006年に「住基ネットの安全性は確認された」という審議会の答申を受け、全員参加を強行しました。このこと自体は市民の意向を問うことなく一方的なものであり、承服しがたいものですが、自治体には住基ネットに対する参加の姿勢について選択の権利があるということの証左でもあります。

住基ネットは自治体の固有業務である以上、自治体によって参加形態に違いが出てきて当然だと思います。私たちはこれまで国立市が参加しなかった理由についても賛同するものです。国や東京都の不当な地方自治に対する介入に屈することなく、真摯な議論が行われ、現在の状態を継続する結論を出されることを要請いたします。

2009年3月23日

国立市長 関口 博 様

住基ネットに「不参加」を！横浜市民の会
共同代表 森田 明（よこはま市民オンブズマン）
溝辺節子（ふえみん婦人民主クラブ）
中森圭子（住基ネットを考える市民の会）
宮崎俊郎（やぶれっ！住基ネット市民行動）

住基ネット切断継続に関する要請書

住基ネットが稼動してから6年余が過ぎました。稼動時には日本「国民」全員に11桁の背番号がふられることに対する嫌悪感から多くの市民が住民票コードを返上したことは記憶に新しいことです。

その後6年の間で、住基ネットを巡る状況は大きく変わりました。当初「住民票がどこでも取れる」「転出転入手続が簡素化される」などのメリットが喧伝されていましたが、最近では住基ネットは「電子政府・電子自治体の基盤である」というものに変化してきています。しかし、電子政府・電子自治体が果たして市民のために役立つものなのか、パスポート1件あたり3,000万円もかかるシステムが中止に追い込まれたことを見ても、住基カードの発行枚数は依然として人口の2%程度のものであることなどを見ても、住基ネットはとても市民のために役立っているとは言い難いと思います。

また住基ネットの国の利用事務は市民の知らないところで増えてきています。さらに社会保障番号・カードの議論や急浮上してきた納税者番号制度についても住基ネットとの関係は必ず発生し、外国人が住民基本台帳に登録される今国会に上程された法案の内容を検討すると、住民票コードが社会保障番号や納税者番号としても利用される可能性が出てきています。もしそうなればまさに住民票コードは「マスターキー」としての位置を持つことになり、民間利用も解禁され、「名寄せ」等これまでの個人情報取り扱いとは比較にならないくらいデータ集中とそれに応じた漏洩の危険性も高まります。

2月13日、総務省は国立市が住基ネットに参加していないことに対して東京都に対して指示を行い、2月16日、東京都知事は国立市長に対して「是正要求」を行いました。この「是正要求」は住基ネット訴訟に対する最高裁判決を背景に出されたものと想定され

ますが、最高裁判決はそうした新たな状況を全く踏まえておらず、現在において最高裁判決のみを住基ネット不参加の「違法性」の根拠とすることはできません。最高裁判決は「住基ネットからの提供事務で個人情報を一元的に管理できる機関が存在しない」がゆえに「具体的な危険」が存在しないと展開していますが、そこが崩れつつあるのですから再度住基ネットの個人情報の利用や漏洩については検証する必要があると考えられます。

このように住基ネットを巡る諸情勢は大きく変化してきていますが、その原理で変わらないものがあります。住基ネットの運用主体は自治体であり、国ではないことです。住民基本台帳事務とは自治体の固有事務です。住基法36条の2は市町村長の責務として住民情報の安全性の確保を謳い、住民情報漏洩の危険性がある場合は住基ネットから切断することができることを定めています。つまり、住基ネットへの参加・不参加も基本的には自治体の首長とそれを支持する市民の判断が最も重視されなければなりません。

そういう意味から今回の「是正要求」は地方自治に対する不当な「介入行為」であり、私たちは断じてこれを容認することができません。

幸いなことに、貴職は当面現在の状況を継続することを表明しました。「住基ネットからの離脱の継続」を公約として当選した貴職の姿勢としては当然のことです。これまで国立市が住基ネットから離脱した状況を継続してきたのも市長の独断ではなく、市民の多数の意見を反映してきたからに他なりません。

ところが、貴職が住基ネットに関するアンケートを実施するための予算を市議会が否決するなど、私たちは貴職の民主的な姿勢を否定する市議会に対して疑問を抱かざるをえません。

いま国立市に求められているのは、冷静な議論ではないでしょうか。これまでの国立市の勇気ある選択と今後の方向性について市議会においても時間をかけて丁寧に議論し、市民の声を聞いた上で決定していくことだと私たちは考えます。

私たち横浜市民は2002年突如中田市長が「横浜方式」を実施することを宣言し、350万人市民の約4分の1の84万人が「不参加」の状態となりました。当初総務省は「横浜方式」を認めようとしませんでした。84万人もの市民が不参加を選択すると将来の全員参加を前提として認めざるをえませんでした。しかし、中田市長は市民の意向を全く顧みることなく、2006年に「住基ネットの安全性は確認された」という審議会の答申を受け、全員参加を強行しました。このこと自体は市民の意向を問うことなく一方的なものであり、承服しがたいものですが、自治体には住基ネットに対する参加の姿勢について選択の権利があるということの証左でもあります。

現在住基ネットに参加していない自治体は国立市と福島県矢祭町のみとなりました。だからこそ国は執拗に参加要求をしかけてくるのです。しかし敢然と離脱を続ける自治体の存在はその自治体の内部問題に止まらず、全国で住基ネットに疑問を持つ市民に勇気と希望を与えるものです。もはや一自治体の選択の問題ではない影響力を全国に発信しているということを自覚され、初志を貫徹されるよう私たちは希求いたします。

無論厳しい状況に置かれている国立市と矢祭町が孤立するようなことになってはなりません。全国から国立市と矢祭町を支持する声を発し、国や東京都にこれ以上不当な圧力をかけることのないよう私たちも取り組んでいきたいと思ひます。